

議案第54号

芽室町公営住宅管理条例中一部改正の件

芽室町公営住宅管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成29年9月26日提出

芽室町長 宮西義憲

芽室町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

芽室町公営住宅管理条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第29条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、公営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

第31条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を、「第29条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第34条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第29条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。

第37条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第29条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改める。

第38条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第29条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公営住宅法の一部を改正する法律（昭和26年法律第193号）の施行により、認知症である者等で収入申告をすることが困難であると認める者の収入申告義務を免除し、収入に応じて応能応益家賃として決定できるようにする改正が行われたこと及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和26年政令第240号）の施行に伴い、条項整理をするため、本条例を改正するものであります。

芽室町公営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p><u>4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。</u></p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p>
<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第29条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、公営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第1項に</u></p>	<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第29条 一略一</p> <p>2 一略一</p>

改正案	現 行
<p><u>規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。</u></p> <p>4 第16条、第17条及び第18条の規定は、<u>第1項及び前項</u>の家賃について準用する。</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第14条第1項及び<u>第4項並びに第29条第1項及び第3項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2・3 一略一</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第34条 町長は、第14条第1項若しくは<u>第4項</u>、第29条第1項若し</p>	<p>3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第14条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2・3 一略一</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第34条 町長は、第14条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1</p>

改正案	現 行
<p>くは第3項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第16条（<u>第29条第4項</u>又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 一略一</p> <p>（公営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p> <p>第37条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第3項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（公営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃</p>	<p>項の規定による家賃の決定、第16条（<u>第29条第3項</u>又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 一略一</p> <p>（公営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p> <p>第37条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（公営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃</p>

改正案	現 行
<p>の特例)</p> <p>第38条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第3項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>の特例)</p> <p>第38条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>